



よくある質問とその回答

手続き

Q 申請者本人が窓口に行かないと、受け付けてもらえませんか？

A 家族や施工業者など、代理の方でも受け付けます。委任状や本人確認の書類等は不要です。ただし、申請者や工事の内容についてお聞きしますので、申請書類の内容を説明できる人がお越しください。

Q 支所の窓口や郵送でも受け付けてもらえますか？

A 書類の確認などがありますので、市役所本庁舎の住宅リフォーム窓口へ直接、必要書類をお持ちください。

申請者

Q 市税の滞納・所得700万円以下の要件の対象は、誰ですか？

A 申請者個人の納付と所得の状況を確認します。

Q 市税の滞納とは、何が含まれますか？

A 市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税です。

Q 住宅を共有している場合の申請者は誰になりますか？

A 共有している人のうち、工事の契約者が対象です。この場合、ほかの共有者全員の同意が必要です。

Q 所有者が入院などで不在の場合は、申請できますか？

A 住宅の所有者が入院や単身赴任などやむを得ない理由で不在の場合は、所有者の同意を得ている人が申請できます。詳細はお問い合わせください。

施工業者・工事

Q 市内の施工業者とは、どのような業者ですか？

A 伊勢崎市内に住所を置く業者であれば、会社だけでなく、個人の業者さんなども対象です。また、市外に本社がある法人でも、市内に支店などがあれば、ご利用いただけます。いずれの業者も、市内の住所を確認できる公的な書類と、市内住所が記載されている見積書・請求書・領収書が必要です。

Q 施工業者が複数でも利用できますか？

A 施工を依頼する業者は、複数であってもご利用いただけます。見積書と業者の住所を確認できる証明書は、業者ごとに必要です（図面・写真は同一で構いません）。なお、工事完了後の実績報告にも、各業者からの請求書・領収書が必要です。

Q 市役所で施工業者を紹介してもらえますか？

A 市では、業者の斡旋・紹介はしていません。また、電話や訪問による勧誘も行っておりません。

Q 工事の契約者は誰になりますか？

A 申請者が契約した工事が対象です。見積書・請求書・領収書の宛て先は、いずれも申請者としてください。

Q すぐに工事を始めたいのですが？

A 交付決定後に着工し、期限内に完工・支払いまで済む工事が対象です。交付決定前に行った工事は対象になりませんので、必ず交付決定を受けてから工事を始めてください。

Q 工事の完了期限はいつですか？

A 令和4年1月31日（月）です。これまでに工事を終え、支払いを済ませてください。完了期限を越えた場合、原則として助成金を交付できなくなりますので、余裕を持って工期を計画してください。

Q 伊勢崎市のほかの補助金等と併用できますか？

A 市のほかの住宅改修助成制度（高齢者住宅改造費補助・木造住宅耐震改修補助など）と併用できますが、重複する工事箇所は、ほかの制度が優先されます。

Q 申請後に助成金額を増額することはできますか？

A 助成対象経費に変更があった場合でも、助成金の増額はできません。

令和3年度

伊勢崎市住宅リフォーム助成のご案内

居住環境の向上と地域経済の活性化を目的として、個人住宅のリフォーム工事を市内の施工業者に依頼して行う場合、その工事費用の一部を助成します。

田島弥平旧宅
PRキャラクター
「くわまる」



申請

■ 期 間 **5月7日(金)～6月18日(金)** ※土曜日・日曜日は除きます。

■ 受付時間 **午前9時～正午、午後1時～午後4時**

■ 場 所 **住宅リフォーム窓口（市役所本館5階 商工労働課）**

■ 内 容 **助成内容・申請要件などに関する相談、申請書類の確認、申請の受付。**

※申請書類は住宅リフォーム窓口・各支所で配布します。伊勢崎市ホームページからもダウンロードできます。



助成の内容

■ 助成金額 **助成対象経費の30%（千円未満は切り捨て）**

■ 補助限度額 **8万円**

■ 当初予算額 **8000万円（8万円×1000件）**



助成の対象

いずれも各要件に全て該当することが必要です。

■ 対象者（申請者）

- ① 対象住宅を所有している20歳以上の人（※1）
- ② 対象住宅に令和3年4月1日時点で2年以上継続して居住している（住民登録のある）人
- ③ 市税等を滞納していない人
- ④ 令和2年の合計所得金額が700万円以下の人
- ⑤ 令和元年度・令和2年度にこの助成を受けていない人

■ 対象住宅

- ① 申請者が所有・居住している市内の住宅
※併用住宅は居住部分、マンションなどの集合住宅は専有部分のみ
- ② 平成23年以前に建築した住宅
- ③ 令和元年度・令和2年度にこの助成を受けていない住宅

■ 対象工事（※2）

- ① 市内に本社・事務所などがある法人または市内に住所がある（住民登録がある）個人事業者が行う工事
- ② 住宅本体と内部の修繕・機能向上などの工事（次ページ「対象・対象外の工事内容」参照）
- ③ 助成対象経費（消費税を除く）が10万円以上の工事
- ④ 助成金の交付決定後に着工し、令和4年1月31日（月）までに完工・決済する工事

※1 住宅を共有している場合や住宅の所有者がいない場合などは、ほかにも要件があります。

※2 市の他の住宅改修補助制度と重複している工事箇所は除きます。

【問い合わせ】 住宅リフォーム窓口（商工労働課） TEL 23-7381 FAX 23-7382



対象・対象外の工事内容

■「対象」となる主な工事

工事内容	備 考
屋根、軒天、破風、ひさし、雨どい、バルコニー等の塗装、改修、防水、火災防止工事	屋根材のふき替え、しっくい補修、雪止めの設置などを含む。
外壁の塗装、改修、張替え、防火構造工事	塗装のための洗浄、コーキングの補修工事などを含む。
内装（床、壁、天井等）の塗装、張替え、改修、断熱、防音工事	床暖房の設置、住宅用火災警報器の設置などを含む。
畳の取替え、表替え	畳の処分を含む。
バリアフリー工事（段差の解消、手すりの設置など）	
キッチン、トイレ、洗面所、浴室、給湯設備等の改修、製品・機器の交換工事	製品・機器の購入のみは対象外。
建具・開口部（ドア、窓、ふすま、障子等）の塗装、張替え、改修、交換工事	
住居の一部増改築、間取りの変更、耐震改修工事	建築確認が必要なものは、確認済証及び検査済証の写しの提出が必要。
住宅リフォームに伴う電気工事（コンセント、スイッチ等の取付け、配線など）	壁の改修、クロスの張替えなどに伴うものに限る。
その他の工事（仮設足場の設置など）	詳細は個別審査による。

■「対象外」となる主な工事

工事内容	備 考
市外の法人事業所または市外に在住の個人事業者に依頼して行う工事	
住居部分以外の改修、一部増築工事	店舗、事務所、賃貸住宅、車庫・カーポート、物置、納屋、プレハブ小屋、ウッドデッキ、テラス、犬走り等
住宅外の電気、配管の設置、改修工事	
公共工事に伴う工事又は他の給付等を受けて行う工事	合併浄化槽の設置、移転補償費の対象となる移転、火災等の被災による保険金等の給付を受ける再建など
太陽光発電システムの設置、改修工事	
薪ストーブ、蓄熱暖房機等の設置、改修工事	
家電製品の購入、設置	冷暖房機器、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、ＡＶ機器、照明器具、その他の家電製品等
家具・調度品の購入、設置	たんす、食器棚、テーブル、椅子、カーテン、その他の家具・調度品等
外構工事	門、フェンス、塀、擁壁、舗装、屋外排水設備等
造園工事	植樹、植栽、花壇造設、芝張りなど
リフォーム以外の工事	防蟻等の薬剤散布、電気・電話・インターネット等の配線、アンテナの設置・交換、ハウスクリーニングなど
解体工事	対象のリフォーム工事に伴う部分解体は除く。
その他（事務手続き、書類・図面等の作成、設計など）	詳細は個別審査による。

※申請書類で対象部分を確認します。上記以外や判断が難しいものは、お問い合わせください。



手続きの流れ

申 請 者

■ 申請書類の入手

市役所住宅リフォーム窓口・各支所経済振興室・市ホームページ

■ 交付申請 5/7(金)～6/18(金)

住宅リフォーム窓口に必要書類一式を提出。

市 役 所

■ 審査

書類を審査し、必要に応じて現場を確認します。

■ 交付決定

申請後、約1か月で「交付決定通知書」を送付します。交付決定前に着工した工事は対象となりません。

申 請 者

■ 工事開始

※工事に変更が生じる場合はこちらへ

■ 工事完了

令和4年1月31日(月)までに工事を終え、支払いを済ませてください。

■ 実績報告・助成金請求

工事完了後、30日以内に書類を提出。

市 役 所

■ 審査

書類を審査し、必要に応じて現場を確認します。

■ 交付確定・助成金交付

実績報告・助成金請求後、30日以内に「交付確定通知書」を送付し、指定口座に振込みます。

交付申請に必要な書類

《必ず提出するもの》

- ☐ ① 助成金交付申請書
- ☐ ② 所得金額・市税等完納照合票
- ☐ ③ 工事見積書
- ☐ ④ 工事内容確認図面
- ☐ ⑤ 施工予定箇所の写真（全景と詳細）
- ☐ ⑥ 施工業者の確認書類
（法人：登記簿等、個人：免許証等）

《必要により提出するもの》

- ☐ ⑦ 同意書（家屋が共有の場合など）
- ☐ ⑧ 戸籍謄本（所有者が亡くなった場合など）

変更申請に必要な書類

施工箇所や業者の変更、助成対象経費の減額がある場合は、手続きが必要です。事前に住宅リフォーム窓口へご連絡ください。

- ☐ 交付変更申請書
- ☐ 変更内容の分かる工事見積書
- ☐ 変更予定箇所の写真
- ☐ その他、変更内容により必要な書類
※変更内容によっては、不要となる書類があります。

実績報告・助成金請求に必要な書類

《実績報告》

- ☐ 助成金実績報告書
- ☐ 工事代金請求明細書・領収書
- ☐ 工事写真（施工中・完成後）

《助成金請求》

- ☐ 助成金交付請求書
- ☐ 口座を確認できる書類（通帳の写し）

【ご注意】

- ① 手続きの際は、**印鑑**をお持ちください。**シャチハタ等のスタンプ印は使用できません。**
また、内容に不備がある書類は、お預かりできません。
- ② 交付申請から実績報告まで、提出する書類の押印欄には、**すべて同じ印鑑**をご使用ください。
- ③ 必要な書類のうち、下線が引いてあるものは、あらかじめ**コピー**をご用意ください。